

ドイツ渡航に係る行程支援実施業務仕様書

1 事業の目的

本県のスタートアップ支援の各種施策を推進するため、県職員がドイツに渡航し、関係機関との連携構築・強化と現地イベントへの出展補助を行う。

2 契約期間

契約締結日から 2025 年 11 月 28 日（金）まで

3 業務内容

（1）行程支援に関すること

ア 概要

ドイツにおいて、地方政府機関を始めとする各種関係機関の訪問等に係る行程支援を行う。

イ 渡航日程等

日 程：2025 年 9 月 8 日（月）から 9 月 14 日（日）まで

人 数：2 名

※詳細日程・訪問先は、別紙 1 のとおり。

ウ 業務内容

（ア）現地移動手段の確保

全行程に係る現地移動手段（航空機、現地公共交通機関による移動を除く。以下同じ。）を手配すること。なお、事前に訪問先の位置、経路及び所要時間を確認すること。

手配が必要となる日程及び台数については、別紙 1 を参照すること。車種についての要件は以下のとおりとする。

- ・バン：乗車定員 10 名程度（荷物の運搬にも対応可能な車種とすること）

（イ）現地ガイドの手配

全行程に係る現地移動手段を支援する現地ガイドを手配し、同行させること。なお、当該ガイドは、訪問先の連絡担当者（窓口）の電話番号等を事前に了知し、先方と事前に連絡を取った上、建物敷地内のどこへ停車するのか、どの経路が最速かなど、随行者及び当日使用する車の運転手等に把握させ、事前に経路を確認すること。現地ガイドの対応言語は、日本語及びドイツ語とする。手配が必要となる日程及び人数については、「（ア）現地移動手段の確保」で規定した車両日程及び台数と同様とする。

（ウ）通訳者の手配

以下のとおり、現地ガイドと別に通訳者を手配すること。手配が必要となる日程、人数、対応言語については、別紙 1 を参照すること。通訳のクラスについては、ミーティングの円滑な実施に支障のない者とする。

なお、県が通訳者を指定した場合は、当該通訳者を配置することとする。

（2）通信機器等の手配に関すること

渡航中に使用する携帯電話、WiFi ルータ等を手配すること。手配が必要となる日程及び台数については、別紙 1 を参照すること。

(3) その他

ア イベント出展料、及び入場券代金の支払い

イベント出展、及びイベント入場券の購入（合計 9,995 ユーロ分）に係る費用を、送金手数料込みでイベント主催者へ支払うこと。

イ 記念品の手配に関する事

渡航中に使用する記念品を手配し、2025 年 9 月 5 日（金）までに愛知県経済産業局革新事業創造部海外連携推進課に納品すること。記念品は、総額 11,250 円（税込み）程度とすること。なお、記念品の個数及び種類については、あらかじめ、県担当者に相談して決めること。

ウ その他行程支援

航空券の手配、宿泊場所の手配、面談場所の確保、現地公共交通機関の利用、入国手続き等、渡航に関して必要となるその他の支援（以下、「航空券の手配等」という。）を、必要に応じて実施すること。なお、航空券の手配等につき必要となる実費（航空券費用、宿泊費用、現地公共交通機関運賃、入国用ビザ等）については、渡航職員が負担する。

4 実績報告書の提出

(1) 概要

本事業の実施内容を写真入りで取りまとめた実績報告書を提出する。

(2) 提出物

マイクロソフト社「ワード」又は「パワーポイント」で作成し、電子データ（DVD-R に保存）及びカラー印刷した冊子 1 冊を提出すること。

(3) 納品場所

愛知県経済産業局革新事業創造部海外連携推進課

(4) 納期

2025 年 11 月 28 日（金）

5 その他

- (1) 本委託契約の業務履行に伴い、電子情報処理を行うに当たっては、「情報セキュリティに関する特約条項」に記載の内容を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする。）。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。
- (4) 契約締結後、業務内容等に変更が生じた場合は、委託者と受託者とが協議して契約変更を行う場合がある。なお、渡航行程の変更に伴い、仕様書記載の業務の一部について執行の必要がなくなるなど、契約金額が減額となる場合については、渡航行程完了後から契約終了日までの期間で一括して契約変更をできることとする。